

議事の公開について(案)

「ITによる「情報大航海時代」の情報利用を考える研究会」の議事内容の公開については、委員各位の率直かつ自由な意見交換を確保するため、以下のとおりとする。

1. 議事は非公開とする。ただし、必要に応じて、傍聴を可能とする。
2. 資料は、原則公開とする。ただし、資料に企業秘密や個人情報等が含まれており、これを保護する必要があると判断される場合には、非公開とする。
3. 議事内容については、研究会終了後、無記名による議事要旨を作成し、経済産業省のホームページ等を通じ公表する。